（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正）

第八条　保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表第三条の項第四欄中「第二十八条第三項各号」を「第五十三条第三項各号」に改め、同表第四条第一項の項を次のように改める。

第四条第一項	第七十四条	第百四十九条において準用する法第七十四条	第五十五条
	法第八十六条	法第百四十九条において準用する法第八十六条	法第六十三条
	第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額	第百四十九条において準用する法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額	第五十五条第一項各号に掲げる区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額又は法第六十三条第三項の規定に基づき算定費用額から控除される金額
	第七十六条第二項又は第八十六条第二項第一号	第七十六条第二項又は第八十六条第二項第一号	第五十八条第二項又は第六十三条第二項第一号
	第百十条	第百四十条	第七十六条
	同条第二項第一号に規定する額	法第百四十九条において準用する法第百十条第二項第一号に規定する額	同条第二項第一号に規定する額
	支払を受ける	支払を、特別療養費に係る療養を受けた者については法第七十六条第二項の費用の額の算定の例により算定された費用の額から法第百四十五条の規定による特別療養費（同条第二項第一号に掲げる費用に限る。）として支給される額に相当する額を控除した額の支払を受ける	支払を受ける

第十一条の表第四条第二項の項第四欄中「第二十九条第二項又は第三十一条ノ二第三項」を「第六十三条第二項又は第七十六条第三項」に改める。

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第九条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の十八の表三の項第二欄中「第十一条の二第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に改める。

第二十七条の十九第二号の表三の項の項中「第十一条の二第一項第一号イ」を「第十一条第一項第一号イ」に改める。

第二十七条の二十の表三の項第二欄中「第十一条の二第一項各号」を「第十一条第一項各号」に改める。

第二十七条の二十一の表三の項の項中「第十一条の二第二項」を「第十一条第二項」に改める。

第二十七条の二十四の表船員保険法施行令第十一条の三第一項及び第二項の項上欄中「第十一条の三第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第三十二条の十四第三号中「、船員保険法第五十六条若しくは第五十七条」を削り、同条第四号中「、船員保険法第二十四条の三」を削る。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第十条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第二項中「若しくは船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第二章第五節若しくは第八節」を削る。

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第十一条　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項第四号中「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十二条ノ十二第一項」を「雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十二条第一項」に、「船員保険法第三十三条ノ十三又は第三十三条ノ十三ノ二の規定による所定給付日数を超える失業保険金の支給（以下この号」を「雇用保険法第二十四条から第二十七条までの規定による所定給付日数を超える基本手当の支給（以下この条」に改め、同項第五号中「雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十二条第一項又は船員保険法第三十三条ノ十二第一項に規定する所定給付日数」を「雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数」に改め、同号及び第六号中「雇用保険法第二十四条から第二十七条まで又は船員保険法第三十三条ノ十三若しくは第三十三条ノ十三ノ二の規定による所定給付日数を超える基本手当又は失業保険金の支給（以下この号において「延長給付」という。）」を「延長給付」に改め、同号中「又は船員保険法第三十三条ノ十二第一項」を削り、同条第三項中「又は船員保険法第三十三条ノ九第一項の給付基礎日額」を削る。

第三条第二項、同条第三項及び第四条第三項中「船賃」を「船賃、航空賃」に改める。

附則第五条第一項中「船員保険法第三十三条ノ十二第一項」を「雇用保険法第二十二条第一項」に改める。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第十二条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の十一第三号中「第九条第一項」を「第百四十五条第一項」に改める。

別表第四十七号中「第九条ノ三第一項」を「第四十九条第一項」に、「第二十八条ノ五、第二十八条ノ七第七項、第二十八条ノ八第四項及び第二十九条第四項」を「第五十九条、第六十一条第七項、第六十二条第四項及び第六十三条第四項」に、「第二十九条ノ四第十二項及び第三十一条ノ三第三項」を「第六十五条第十二項及び第七十八条第三項」に改め、「、船員保険法第三十三条ノ四第一項の失業の認定に係る出頭等並びに同法第三十三条ノ十六ノ二第二項及び第三項の失業の認定に係る出頭等以外の申請等」を削る。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表第5の特7の項から特17の項までを次のように改める。

特7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業	1000分の50
特8	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業	1000分の5
特9	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業	1000分の5
特10	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業	1000分の16
特11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業	1000分の7
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業	1000分の17
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業	1000分の4